



新型コロナウイルス COVID-19 ワクチンを接種した後も、マスクの着用や手洗い、密集を避ける等、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします Even after receiving vaccine, please wear mask, wash your hands, and avoid close-contact setting to prevent the infection

5月1～7日は憲法週間です

From May 1 to 7 is the Constitution Week

昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されました。
これを記念して5月3日を憲法記念日、5月1～7日を憲法週間としています。

ここでは、憲法の3つの柱である、

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」

についてご紹介します

国民主権

国の政治の在り方を最終的に決める力は国民にあり、国民こそが政治の主人公であるというのが国民主権の考え方です。国民の代表として選挙で選ばれた国会議員が国の政治を行うことは、主権が国民にあることの表れです。

私たちは、選挙を通じ、国政に対する意志を表すことができます。大切な一人一人の一票が、より良い日本の政治につながります。

暮らしの中の憲法、3つの柱

日本国憲法は国の在り方や仕組み等を定めているもので、私たちの日々の生活と密接につながっています。

毎日の暮らしの中で、憲法について考えることはあまりないかもしれませんが、しかし、憲法は、私たちが幸せに生きるために欠かせないものです。この憲法週間を機会に、改めて憲法について考えてみませんか。

平和主義

人類は2度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和の尊さ、生命の尊さを学びました。また、平和なしには基本的人権の保障はありません。

私たちは、子どもたちに、平和で人権の尊重された社会を引き継いでいかなければなりません。憲法に掲げる理想をさらに追求し、世界の平和に向けて努力していく必要があります。

基本的人権の尊重

私たちが人間らしく生活していくために、全ての人が当然に持っている侵すことのできない永久の権利が基本的人権です。ただし、それは好き勝手に振る舞っていい

ということではなく、自分の権利を守るためには、他人の権利も守らなければならないことを忘れてはなりません。

「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」では、「都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患して

いること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。

全ての人の基本的人権の尊重を実現するために、お互いの人権を認め合うことが、より一層私たち一人一人に求められています。

憲法週間記念講演のつどい

令和4年度憲法週間記念講演のつどいは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインで配信します。

対象 どなたでも ※手話通訳・字幕あり

講演 講師 下村 健一氏
(白鷗大学特任教授)

プロフィール

昭和35年東京都生まれ。昭和60年、東京大学法学部卒業。同年、TBS報道アナウンサー。平成12年、フリーキャスターに。首相官邸内閣広報室審議官(民間任用)、東京大学客員助教授、慶應義塾大学特別招聘教授、関西大学特任教授等を経て、令和4年4月現在、白鷗大学特任教授、令和メディア研究所主宰、インターネットメディア協会(JIMA)リテラシー部会を担当。



テーマ 悪意なき情報発信で加害者とならないために
内容

コロナ禍やウクライナの戦争で飛び交ったさまざまな不確実情報。その拡散を担っているのは、私たち自身です。憲法がめざす恒久の平和は、私たち自身が扱う『情報』によって、今大きく揺さぶられています。差別や分断をあおる加害者の列に悪意なく加わってしまうことを、どうすれば避けられるのか。「情報を受け取る時の4つの疑問」と「情報を発するときの4つの自問」を、この講演で身に付けましょう。

動画配信日

5月1日(日)

※港区ホームページで配信します。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「憲法週間記念講演のつどい」のページをご覧いただけます。

問い合わせ 総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2027

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール**へ City information service: Minato Call
☎03-5472-3710 FAX03-5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時 8a.m. to 8p.m., seven days a week

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

発行/港区 毎月1・11・21日 発行部数79,000部 編集/企画経営部区長室 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

令和4年度

国民健康保険料に関するお知らせ

国民健康保険料の計算方法 国民健康保険料は世帯を単位として、国民健康保険被保険者の人数と、賦課の基となる所得金額(※1)を基に計算します。

- ※1 賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(43万円※2)を差し引いた額をいいます(雑損失の繰越控除は行いません)。
- ※2 合計所得金額が2400万円を超える場合、基礎控除額は通減・消失します。

所得割料率、均等割額および最高限度額

基礎分(医療分)

所得割料率 7.16パーセント
 均等割額 4万2100円※3
 最高限度額 65万円

後期高齢者支援金分

所得割料率 2.28パーセント
 均等割額 1万3200円※3
 最高限度額 20万円

介護分

所得割料率 2.02パーセント
 均等割額 1万6600円
 最高限度額 17万円

※3 令和4年度から、未就学児の均等割額が5割軽減されます。

基礎分(医療分)、後期高齢者支援金分および介護分を合算して通知します 介護保険の第2号被保険者(40~64歳の人)がいる世帯の国民健康保険料は、基礎分(医療分)と後期高齢者支援金分に加え、介護分の保険料を合算した額になります。

介護分の計算について

40歳を迎える場合 40歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者の資格を得ます。資格を得た月以降の国民健康保険料に介護分が加わりますので、国民健康保険料を計算し直して、変更通知を郵送します。

65歳を迎える場合 65歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者から第1号被保険者の資格に変更になります。国民健康保険料は、65歳になる前月までの介護分を計算した

上で、基礎分(医療分)、後期高齢者支援金分と合わせて年度内の各支払い月期へ均等に割り付けています。**75歳を迎える場合** 75歳の誕生日に後期高齢者医療制度に加入し、国民健康保険の資格は喪失します。国民健康保険料は、75歳の誕生日が属する月の前月分までとなります。同じ世帯に74歳以下の人がいる場合、74歳以下の人国民健康保険料と合算して年度内の各支払い月期へ均等に割り付けています。国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料が重複して賦課されることはありません。

国民健康保険料の減額・軽減制度

国民健康保険料均等割額の減額 令和3年の1~12月の1年間の所得が一定の基準以下の世帯の場合、均等割額を7割、5割または2割減額します。

この対象となる世帯は、所得金額により判定しますので、世帯全員の住民税の申告が必要です。収入がなかった人も申告をしてください。

後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険料の軽減措置

旧被扶養者に対する軽減 職場の健康保険、船員保険、共済組合等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行すると、その被扶養者だった人は国

民健康保険に加入することになります。このような人のうち、65歳以上の人を旧被扶養者といい、所得割額は当面の間免除、均等割額は加入した月から2年間(24カ月)半額になります。加入時に申請してください。**非自発的失業者の軽減措置** 倒産・解雇等による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇止め等による離職(雇用保険の特定理由離職者)をした人は、国民健康保険料が軽減される場合があります。雇用保険受給資格者証を持参の上、届けてください。**国民健康保険料の減免** 災害その他の特別な事情により、一時的に生活が著しく困難となり、保険料が納められなくなった世帯に対し、申請により国民健康保険料を減免する制度があります。住民税の申告をしている人が対象です。

詳しくは、お問い合わせください。

令和4年度国民健康保険料の通知

6月に年間保険料を計算して、世帯主に郵送します。

問い合わせ

国保年金課資格保険料係
 ☎3578-2643~5・2647~9

令和4年度 国民年金保険料学生納付特例の申請受け付けが始まりました

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。

対象

- 学生納付特例の対象校(大学・短大・専門学校・高等学校等)に在学している人

※対象校は日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

をご覧ください。

- 本人の令和3年の所得が128万円※+(扶養親族の人数×38万円)以下の人、または失業等の理由がある人
- ※令和2年度以前の申請をする場合は、128万円を118万円計算してください。

必要書類

- (1)国民年金保険料学生納付特例申請書(港区ホームページまたは日本年金機構ホームページからダウンロードできます)

- (2)学生証または在学証明書原本(申請期間中の在学が確認できるもの)
- (3)失業等の理由により申請する場合は、失業等の確認ができる書類

申請場所 最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)または国保年金課国民年金係(区役所3階)

申請期間 申請日から、原則2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。年度ごとに申請してください。

承認された期間について 承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間として計算されます。ただし、保険料を全額納付した

場合に比べて、将来受け取る年金額は少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が上乘せされます。

※追納を希望する人は、港年金事務所に直接お申し込みください。

問い合わせ

国保年金課国民年金係
 ☎3578-2662~6
 港年金事務所 ☎5401-3211

令和4年度 健康診査・各種がん検診等のお知らせ

特定健康診査について

特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・早期発見のための健診です。

特定健康診査の結果、生活習慣を改善する必要があると判定された人には特定保健指導を実施します。※令和3年度の特定健康診査の結果が、HbA1c6.5パーセント以上かつ尿蛋白-または土だった人には、微量アルブミン尿検査の受診券も一緒にお送りします。

企業の健康保険組合や共済組合等に加入している人は、加入の健康保険証の発行元が健診を行います。

各種がん検診等について 各種がん検診や、肝炎ウイルス検診、お口の健診、区民健康診査(30健診)は、加入している健康保険に関わらず受診できます。

対象 表のとおり

ところ 指定医療機関等

受診券とご案内 対象者には6月下旬に郵送します。

※受診期間等について詳しくは、受診券と同封するご案内または港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

健康推進課健診事業担当・健康づくり係
 ☎6400-0083

表 健康診査・各種がん検診等一覧

	対象	
特定健康診査	40歳~健診時75歳未満の港区国民健康保険加入者	
基本健康診査	後期高齢者医療制度加入者、40歳以上の生活保護受給者、その他健診機会のない40歳以上の区民(申し込みが必要です)	
生活機能評価	65歳以上の区民(介護保険の要介護・要支援認定を受けている人を除く)	
微量アルブミン尿検査	令和3年度港区の特定健康診査の結果、HbA1c6.5パーセント以上かつ尿蛋白-または土だった区民	
30健診(区民健康診査)※1	30~39歳の区民。30歳、令和元~3年度に30健診の受診歴のある人、港区国民健康保険加入者、生活保護受給者、子宮頸がん・乳がん(視触診)検診の対象者には個別に通知します。それ以外の人は申し込みが必要です。	
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民	
肝炎ウイルス検診	今まで港区で一度も肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民	
お口の健診	20歳以上の区民および20歳未満の妊婦で令和3年度に「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、20・25歳または30歳以上の偶数年齢の人へは、5月下旬に個別に受診券を郵送します。それ以外の人は申し込みが必要です。	
胃がん検診	胃部エックス線検査	40歳以上の区民
	胃内視鏡検査	50歳以上の偶数年齢の区民(胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかを選択できます)
大腸がん検診	40歳以上の区民	
肺がん検診	40歳以上の区民(喀痰検査の推奨年齢は50歳以上とされています)	
乳がん検診	視触診	30~39歳の女性区民
	マンモグラフィ検査※2	40歳以上で令和3年度マンモグラフィ検査未受診の女性区民
子宮頸がん検診	20歳以上の女性区民(30・33・36・39歳は希望によりHPV検査を併用)	
前立腺がん検診	55~75歳の奇数年齢の男性区民	
喉頭がん検診	40歳以上の区民で喫煙指数600以上の人(喫煙指数=喫煙本数(1日)×喫煙年数)または受動喫煙の機会が多い等医師が必要と認める人	
口腔がん検診	40歳以上の区民。令和3年度に「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、40歳以上の偶数年齢の人へは、5月下旬に個別に受診券を郵送します。それ以外の人は申し込みが必要です。	

※対象年齢は、令和5年3月31日現在の年齢です。

※1 区内指定医療機関(7~11月)または「ここからだの元氣プラザ」(7月~令和5年3月)

※2 区内指定医療機関または「ここからだの元氣プラザ」

「広報みなと」の自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

自宅にエアコンがない高齢者世帯に エアコン購入設置費用を助成します

熱中症の重症化リスクの高い高齢者が安全・安心に在宅生活を送ることができるよう、自宅にエアコンがない高齢者世帯にエアコン購入設置費用を助成します。

対象者 次の条件を全て満たす世帯
(1)区内在住の65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
※高齢者と障害者のみの世帯を含む。

(2)世帯全員が住民税非課税の世帯
(3)自宅にエアコンが1台も設置されていない、または故障により使用できるエアコンが1台もない世帯

対象機器 壁、窓枠等に固定して設置するエアコン
※自宅の構造上、設置困難な場合は可動式エアコンも可
対象経費 エアコン購入費用およ

び設置費用
助成上限額 6万5000円(1世帯1回限り)

※エアコン購入および設置にかかった費用と助成上限額(6万5000円)のいずれか少ない額

申請から助成までの流れ

- (1)希望者はお住まいの地区の高齢者相談センターに電話で申し込みます。
- (2)高齢者相談センター職員が自宅を訪問し、エアコンの設置状況等を確認の上、申請を受け付けます。
- (3)区が、申請者に決定通知書を郵送します。

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

- (4)申請者は、自宅にエアコンを設置後、領収書等を高齢者支援課在宅支援係に提出します。
- (5)区が助成金を振り込みます。

申し込み 電話で、お住まいの地区の高齢者相談センターへ。

☎欄外参照

問い合わせ

高齢者支援課在宅支援係
☎3578-2402

高齢者サービスをとりとめた 刊行物「いきいき」を配布しています

令和4年度版の「いきいき」を発行しました。高齢者の皆さんに提供しているサービスや利用方法、問い合わせ先等を一冊にまとめて掲載しています。また、区内の高齢者施設を一覧表と地図で紹介しています。

費用 無料

配布場所 高齢者支援課・介護保険課(区役所2階)、各総合支所区民課保健福祉係・台場分室、各高齢者相談センター、各いきいきプラザ等



「いきいき」の表紙

問い合わせ

高齢者支援課高齢者福祉係 ☎3578-2394

芝の語り部と歩く！古川をたどる旅

芝の語り部が解説を行いながら、古川沿いを歩いて巡ります。

☎ おおむね50歳以上の区民で、長時間歩行できる人

☎ 5月8日(日)午前9時30分～正午
※小雨決行(中止の場合は、前日までに電話で連絡します)

☎ 新宿御苑(新宿区内藤町11)新宿門集合、JR総武線千駄ヶ谷駅解散

☎ 10人(抽選)

☎ 電話または直接、4月29日(金・祝)までに、三田いきいきプラザへ。 ☎3452-9421

芝・みたまち倶楽部「紙と遊ぶ季節の折り紙」

☎ おおむね60歳以上の区民

☎ 5月9日～7月11日(毎月第2月曜・全3回)午前10時～11時30分

☎ 三田いきいきプラザ

☎ 10人(抽選)

☎ 費用 300円(材料費)

☎ 電話または直接、4月30日(土)までに、三田いきいきプラザへ。 ☎3452-9421

腰痛予防改善教室

柔軟性・筋力アップにより、腰痛の予防・改善を図ります。

☎ 60歳以上の区民

☎ 5月11日～7月27日(毎週水曜・全12回)午前10時～11時30分

☎ ありすいきいきプラザ

☎ 15人(抽選)

☎ 電話または直接、4月20日(水)までに、ありすいきいきプラザへ。 ☎3444-3656

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民

☎ 5月10・11日(火・水)

☎ 赤坂いきいきプラザ

☎ 60人(申込順)

☎ 費用 1000円(利用料)

☎ 電話で、4月20日(水)午後5時までに、赤坂いきいきプラザへ。 ☎3583-1207

初心者麻雀教室

頭と手先を使う麻雀は脳を活性化するといわれています。麻雀を始めてみませんか。

☎ 65歳以上の区民で麻雀初心者
☎ 5月10日～9月27日(8月を除く毎週火曜、全16回)午後1時30分～3時30分

☎ 青山いきいきプラザ

☎ 20人(新規の人優先で抽選)

☎ 郵送で、往復はがきの往信面に「初心者麻雀教室希望」・郵便番号・住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号・麻雀歴、返信面に郵便番号・住所・氏名を明記の上、4月21日(木・必着)までに、〒107-0062南青山2-16-5 青山いきいきプラザへ。

☎ 青山いきいきプラザ

☎ 3403-2011

健康入浴推進事業

☎ おおむね60歳以上の区民

☎ 所

浴場名	電話番号	実施日時
アクアガーデン三越湯(白金5-12-16)	3441-9576	4月20日(水)午後2時20分～3時20分
麻布黒美水温泉竹の湯(南麻布1-15-12)	3453-1446	4月21日(木)午後2時20分～3時20分
南青山 清水湯(南青山3-12-3)	3401-4404	4月18日(月)午前10時45分～11時45分
ふれあいの湯(芝2-2-18)	5442-2639	4月22日(金)午後1時50分～2時50分

☎ 「いつまでも健康な歯を保つ

ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者、小売店および資源・ごみ集積所を表彰しました

各事業者、小売店および団体の取り組みの内容や受賞理由については、港区ホームページ等で紹介しています。

港区ごみ減量優良事業者等表彰(4事業者)

表1 のとおり

みなとエコショップ表彰(3店舗)

表2 のとおり

港区優良集積所等表彰(4カ所)

表3 のとおり

表1 港区ごみ減量優良事業者等表彰(50音順)

建築物名称	所在地
赤坂インターシティ-AIR	赤坂1-8-1
サントリーホール	赤坂1-13-1
帝国データバンク本社ビル	南青山2-5-20
東京ガスビルディング	海岸1-5-20

表2 みなとエコショップ表彰(50音順)

店舗名称(業種)	所在地
酒遊 亭久五(居酒屋、焼酎、日本酒バー)	芝3-31-6
福島屋(おでん、居酒屋)	麻布十番2-1-1
regaro(オーガニックセレクトショップ)	芝浦2-16-7

表3 港区優良集積所等表彰(50音順)

管理組合名称
コスモポリス品川管理組合
白金台フロント管理組合
高輪マンション管理組合
パラシオン浜松町管理組合



受賞者と区長の集合写真

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所
所ごみ減量・資源化推進係
☎3450-8025



新型コロナウイルス感染症に関する外来受診等の相談先のご案内



発熱や咳、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ等の症状がある人

東京都発熱相談センター※1
☎5320-4592 ☎6258-5780
対応時間 24時間(年中無休)

東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤル
対応時間 24時間(年中無休) ☎6630-3710

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
☎5272-0303
対応時間 24時間(年中無休)
聴覚障害がある人の専用案内FAX5285-8080

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談

みなと保健所電話相談窓口 ☎3455-4461
対応時間
祝日を除く月～金曜午前8時30分～午後5時15分
対象 区内在住・在勤・在学者
聴覚障害がある人の相談 FAX3455-4460

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター※1 ☎0570-550571
対応時間
午前9時～午後10時(年中無休)
聴覚障害がある人の相談 FAX5388-1396

自宅療養中の医療・健康相談、配食手配等の相談

自宅療養サポートセンター(うちさぼ東京)※1 ☎0120-670-440
対応時間 24時間(年中無休)

心の不調に関する相談

港区新型コロナこころのサポートダイヤル ☎5333-3808
対象 区内在住・在勤・在学者
対応時間 祝日を除く月～金曜午前9時～午後5時

問い合わせ

保健予防課保健予防係 ☎6400-0081 FAX3455-4460
○港区新型コロナこころのサポートダイヤルについて
健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

※1多言語対応 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・ミャンマー語・タイ語・フランス語・ポルトガル語・スペイン語

みなとワクチン安心相談ダイヤル ☎0120-607-567

対象 新型コロナワクチンの接種に不安のある区民等
受付内容 副反応や健康に対する不安、効果に対する疑問 等
※看護師が対応
受付時間 祝日を除く月～金曜
午前8時30分～午後5時15分
対応言語 日本語

港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-252-237

対象 区民等
受付内容 区内の集団接種会場での接種予約に関すること、接種券の再発行、ワクチンパスポートの申請 等
受付時間 月～金曜 午前8時30分～午後8時
土・日曜、祝日 午前8時30分～午後5時30分
対応言語 日本語・英語・中国語・韓国語

新型コロナワクチン接種情報

この情報は、3月30日時点のものです。
新型コロナワクチン接種情報は、国の動向等により変更となる場合があります。最新情報は、毎日更新している港区ホームページをご覧ください。

12～17歳の子の3回目接種(追加接種)を開始しました

これまで18歳以上を対象としていた新型コロナワクチンの3回目接種について、12～17歳の子を対象に加えて実施しています。
ワクチンの種類 ファイザー社製ワクチン
実施場所 港区スポーツセンター(みなとパーク芝浦内)
実施曜日・受付時間
水曜 午前9時30分～午後1時、午後3時～6時30分
金曜 午前9時30分～午後2時、午後4時～8時30分

土曜 午前9時30分～正午、午後2時～4時30分
接種に必要なもの 3回目接種の接種券、予約票、本人確認書類(健康保険証、マイナンバーカード、運転免許証等)

問い合わせ

港区新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0120-252-237

担当課 保健予防課新型コロナウイルスワクチン接種担当

低所得の子育て世帯に食料品等を提供しています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている子育て世帯の皆さんが安心して子育てができるよう、米や生鮮食品をはじめとする食料品や日用品を提供する「エンジョイ・セレクト事業」を行っています。

対象

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯
- (1)児童手当を受給している児童扶養手当の所得基準未満の両親世帯
 - (2)児童扶養手当を受給しているひとり親世帯
 - (3)ひとり親家庭で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が児童扶養手当受給基準以下程度まで下がった世帯
- ※所得基準額等は、港区ホームページをご確認ください。

申し込み

対象の(1)(2)に該当する世帯は、申し込み不要です。
対象の(3)に該当する人は、郵送または直接、利用申込書兼申立書を、〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども給付係(区役所7階)へ。利用申込書兼申立書は、港区ホームページからダウンロードできます。
※対象の(3)に該当する場合、毎月第3木曜までに申し込みいただくと、翌月から利用できます。

利用方法

対象者には、毎月区から委託を受けた事業者が、カタログと申し込みはがきをご自宅に送ります。カタログ等に記載された手順に従って、ご利用ください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係
☎3578-2433 FAX3578-2384

新たに設置した常勤監査委員に、有賀 謙二氏が就任しました

区は、令和2年10月の国勢調査で、人口が26万486人(令和3年12月1日告示の確定値)となったことから、地方自治法の規定に基づき監査委員の定数は3人から4人となり、新たに「常勤監査委員」を設置しました。
4月1日から新たに設置した「常勤監査委員」には、有賀 謙二氏が就任しました。

監査委員名※敬称略	就任年月日
徳重 寛之(2期目)	平成30年10月10日
高橋 元彰(7期目)	令和2年7月26日
池田 幸司(1期目)	令和2年7月6日
有賀 謙二(1期目)	令和4年4月1日

問い合わせ 監査事務局 ☎3578-2782



男女平等参画センター の出前講座を利用しませんか

男女平等参画センターでは、区内企業や教育機関を対象に、出前形式での講座を実施しています。男女平等参画の観点から、悩みの解消、課題の解決につなげる研修です。研修費は、原則として1回のみ無料です。申し込みの後、打ち合わせを行い、内容・実施日時・会場等を決定します。講師は、それぞれの分野で活躍する専門家をご希望にあわせて手配します。

対象

区内企業・事業所およびその従業員

事業数

9社(申込順)
※事業数を超えた場合は有料

テーマ

- 企業に求められるSOGIE対応研修
- 女性の活躍とキャリア形成
- 職場のハラスメント防止と対応
- 介護離職を防ぐための介護と仕事の両立
- ワーク・ライフ・バランス
- 職場におけるコミュニケーション講座
- 子育てしながら働き続けられる職場づくり

申し込み

電話で、男女平等参画センターへ。

問い合わせ

男女平等参画センター
☎3456-4149

ウクライナ 人道危機救援金に ご協力ください

区では、総合案内(区役所1階)、各総合支所協働推進課協働推進係および台場分室に募金箱を設置しています。お預かりした救援金は、日本赤十字社を通じて、救援活動の支援に充てられます。直接送付する人は、次の銀行口座へお振り込みください。皆さんのご協力をお願いします。

銀行振込

口座番号

- (1)三井住友銀行すずらん支店 (普)2787781
- (2)三菱UFJ銀行やまびこ支店 (普)2105784
- (3)みずほ銀行クヌギ支店 (普)0623471

口座名義 日本赤十字社(ニホンセキ)

ジュウジシャ)

- ※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。
- ※受領証を希望する場合は、日本赤十字社への連絡が必要です。

郵便振替(ゆうちょ銀行・郵便局)

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)

※通信欄に「ウクライナ人道危機」と明記し、受領証を希望する場合は、併せて「受領証希望」と明記してください。

※窓口での取り扱いの場合は、振替手数料が免除されます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「ウクライナ人道危機救援金の受付について」のページをご覧いただけます。

問い合わせ

保健福祉課地域福祉支援係
☎3578-2378

男女平等参画センター を利用してみませんか

男女平等参画センター(リーブラ)は、誰もが自分らしく豊かに生きる社会を実現するために、区民・団体の活動支援や、男女平等参画に関する事業を推進する拠点施設です。

男女平等参画講座等の開催

男女平等参画社会の理解を深めるための講座・講演会・映画会等を開催しています。詳しくは、男女平等参画センターホームページ
<https://www.minatolibra.jp/>

をご覧ください。

施設の利用

各部屋の利用予約

男女平等参画センターで登録すると、リーブラホール、和室、学習室、造形表現室、料理室、多目的室の利用予約ができます。

図書資料室

男女平等参画に関する図書、DVD、行政資料等の閲覧ができます。港区立図書館の利用登録を行う

と、図書資料室や港区立図書館資料の貸し出し・返却ができます。

リーブラ相談室「心のサポートルーム」(無料)

専門のカウンセラーが相談をお受けします(原則、年間5回。1回50分程度)。弁護士による法律相談も行います(利用は1回のみ)。

開室日時

- ※面接相談は予約制
- 一般相談(電話・面接)
月～土曜午前10時～午後4時、火・金曜午後6時～9時
- 夫婦・家庭問題専門相談(面接)
水曜午前10時～午後4時(月1回開

室)

法律相談(面接)

水曜午前10時～午後1時、木曜午後5時30分～8時30分(月2回開室)

※法律相談は予約制

「心のサポートルーム」専用電話

☎3456-5771

施設の開館日時

月～日曜午前9時～午後9時30分
※12月29日～1月3日、臨時休館日を除く。

問い合わせ

男女平等参画センター
☎3456-4149 FAX3456-1254

マイナンバーカードを交付 しています

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として使用できる他、ICチップに搭載された電子証明書を使用し、e-Tax(オンラインでの確定申告)の電子申請ができます。また、コンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できます。

マイナンバーカードの申請方法

1 スマートフォン等による申請

スマートフォン等で顔写真を撮影します。申請用ウェブサイトへアクセスします。画面に従って必要事項を入力の上、顔写真を添付して送信します。

2 まちなかの証明写真機による申請

画面の「個人番号カード申請」を選択し、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざします。画面に従って必要事項を入力の上、顔写真を撮影して送信します。

3 郵送による申請

個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印の上、顔写真を貼付して、送付用封筒を使用して郵送します。

マイナンバーカードの受け取りについて

区から「個人番号カード交付通知書」を郵送します。同封の案内等を

確認し、インターネットまたは電話で受け取り日時を予約します。予約した受け取り日時に、「個人番号カード交付通知書」と本人確認書類等を持参の上、交付場所(指定の総合支所)でマイナンバーカードを受け取ります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると港区ホームページの「マイナンバーカードの交付予約について」のページをご覧いただけます。

マイナンバーカードについて詳しくは、「マイナンバー総合サイト」をご覧ください。

電話での問い合わせは、「マイナンバー総合フリーダイヤル(受付時間:午前9時30分～午後8時)」へ。

日本語窓口 ☎0120-95-0178
外国語窓口 ☎0120-0178-26・7



二次元コードをスマートフォンで読み取ると「マイナンバーカード総合サイト」をご覧いただけます。

問い合わせ

各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く) ☎欄外参照

つくってみよう! マイナンバーカード

～第1回 マイナンバーカードとは～

プラスチック製のICチップ付きのカードで、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されます。また、本人の顔写真が付いています。

マイナンバーカードのできること

- 本人確認書類として利用できます。
- e-Tax(オンラインでの確定申告)等の電子申請に利用できます。
- コンビニエンスストアで住民票等の各種証明書を取得できます。
- 健康保険証として利用できます。
- 新型コロナワクチン接種証明書の取得ができます。
- 今なら「マイナポイント」の予約・申し込みができます。

スマートフォンからも申請ができます

申請書IDを利用したオンライン申請ができます。申請書IDが記載された個人番号カード交付申請書を持っていない人は、各総合支所区民課窓口サービス係で交付します。

申請書IDは、誰かに見られたとしても、第三者がマイナンバーを把握することは一切できません。

問い合わせ

芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当 ☎3578-3151
各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く) ☎欄外参照

区内のPM2.5の1日平均値

3月28日の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

区局	PM2.5濃度(μg/m ³)	都局	PM2.5濃度(μg/m ³)
赤坂局	6.7	高輪局	6.9
一の橋局	停止中(※1)	第一京浜高輪局	停止中(※1)
芝浦局	5.2	台場局	6.3

※1 現在、更新または移設作業のため停止しています。

※μg/m³=1立方メートル当たりのマイクログラム
※速報値ですので、後日訂正されることがあります。
※PM2.5の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下、かつ1日平均値が35μg/m³以下です。その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。

問い合わせ 環境課環境指導アセスメント係 ☎3578-2492

障害の特性を知ってください 広いスペースのバリアフリートイレを 必要としている人がいます

バリアフリートイレとは

次のような人に使われるトイレの総称です。

車いす使用者

- 車いすを回転できる広いスペースが必要です。
- 便器に移乗するために手すりを使用します。

発達障害等同伴が必要な人

- 見た目では分からなくても、介助のために異性同伴で入れるトイレが必要です。
- 介助者も一緒に入れる広いスペースが必要です。

オストメイト(人工肛門等保有者)

- パウチ(便をためておく装具)から排せつするための汚物流しを使用します。

こんな困りごとがあります

- 本来必要のない人がバリアフリートイレを利用していると、バリアフリートイレしか使えない車いす使用者等が困ってしまいます。他にも、男女共用のトイレしか使えない人もいます。
 - 開閉式の大型ベッドやおむつ交換台がたたまれていないと、車いす使用者等が出入りできないことがあります。
- バリアフリートイレは、その設備を必要とする人が利用します。ご理解をお願いします。

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2383 FAX3578-2678

車いす使用者

- 車いすを回転させるための広いスペース
- 便器に移乗するための手すり

おむつ交換台

- お子さんのおむつ替えをするための台

オストメイト

- パウチ(便をためておく装具)から排せつするための汚物流し

ベビーチェア

- お子さんを座らせるための椅子



子育て・関連情報

教育センターでは、お子さんの教育に関することや子育ての悩みについての相談を行っています。

対象

18歳までの区内在住・在園・在学のお子さんとその保護者

電話教育相談

匿名でも相談できます。

相談日

月～金曜 午前9時～午後7時

教育相談をご利用ください

土曜 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

専用電話 ☎5422-1546

来所教育相談

予約方法

電話で、お子さんの氏名・年齢・連絡先・相談の内容を、教育センターへ。 ☎5422-1545

相談日

月～金曜 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

オンライン教育相談

オンラインツール(Zoom)を使って相談を受け付けています。オンライン教育相談は、原則、初回のみ対応します。その後、必要に応じて来所教育相談や適切な他機

関を紹介します。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

予約方法

オンライン教育相談新規相談申込フォームから予約してください。後日、電話で日程確認の連絡をします。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「オンライン教育相談新規相談申込フォーム」に接続できます。

問い合わせ

教育センター ☎5422-1541

妊娠中の食事バランスチェック

妊娠中に必要な栄養が取れているかチェックしてみませんか。管理栄養士がアドバイスします。

対象

区民で妊娠中の人
☎ 4月22日(金)、5月27日(金)午後※時間はお問い合わせください。

所

みなと保健所

☎ 各10人(申込順)
☎ 電話で、各開催日の前日までに、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

グループお母さんの時間「育児や家庭の大変な気持ちを語り合い、分かち合う集いの場」

区民で、育児中の母親※保育あり(申込時にお申し出ください)

☎ 4月28日(木)午後1時30分～3時

所

みなと保健所
☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

うさちゃんくらぶ

地区別で情報交換、助産師の講話、ブックスタートを行います。

区民で、令和4年2月生まれのお子さんとその保護者

☎ (1)芝・麻布・赤坂地区在住者:5月18日(水)(2)高輪・芝浦港南地区在住者:5月25日(水)いずれも午後1時30分～3時30分

所

みなと保健所

☎ 各30組(申込順)
持ち物 母子健康手帳・バスタオル

☎ (1)4月18日(月)～5月11日(水)に、(2)4月25日(月)～5月18日(水)に、みなと保健所けんしん等利用予約システム
<https://minato-kenshin.city-ca.jp>からお申し込みください。

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

はじめての離乳食教室

離乳食の始め方について話をします。

区民で、令和3年12月生まれのお子さんのいる保護者

☎ 5月25日(水)午前10時30分～11時40分、午後1時30分～2時40分

所

みなと保健所

☎ 各15組(申込順)
持ち物 離乳食づくり方テキスト(3～4カ月児健康診査案内と一緒に郵送しています)

☎ 電話で、5月24日(火)までに、みなとコール(受付時間:午前9時

～午後5時)へ。 ☎5472-3710
☎ 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

バースデイ歯科健診

☎ 1・2・4・5・6歳になる就学前の区内在住のお子さん(誕生月の前後1～2カ月を目安にご利用ください)※3歳のお子さんは「3歳児健診」(個別に通知します)をご利用ください。

☎ 5月18日(水)午後1時10分～1時30分、午後1時30分～1時50分、午後1時50分～2時10分、午後2時10分～2時30分

所

みなと保健所

☎ 各12組(申込順)
持ち物 母子健康手帳・バスタオル
☎ 5月15日(日)までに、みなと保健所けんしん等利用予約システム
<https://minato-kenshin.city-ca.jp>からお申し込みください。予約システムを使用することができない場合は、電話またはファックスでお問い合わせください。

☎ 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083 FAX3455-4460

ぜん息児水泳教室

医師等の健康管理の下、ぜん息

に負けない体力の向上および健康の保持増進を図ります。

☎ 区内在住・在学者で、小学校入学1年前～小学6年生のぜん息にかかっているお子さん

☎ 6月7日～7月19日(毎週火曜・全7回)午後3時30分～5時

☎ 港区スポーツセンター(みなとパーク芝浦内)

☎ 25人(抽選)

☎ 電話で、4月22日(金)までに、保健予防課公害補償担当へ。 ☎6400-0082

あっぱい港南四丁目 乳幼児一時預かりを開始します

☎ 生後4カ月～就学前のお子さん
開始日 5月20日(金)

☎ 12人(0歳児は4人まで)

☎ 電話で、希望日の1カ月前～前日に、あっぱい港南四丁目(受付時間:午前9時～午後5時)へ。※乳幼児一時預かりの利用には、事前の利用登録が必要です。事前の利用登録は、4月20日(水)以降、電話で連絡の上、お越しください。

☎ あっぱい港南四丁目 ☎5796-8862

☎ 芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当

ひとり親(母子・父子)家庭等を支援しています

子育て・子ども 関連情報

区には、区内在住のひとり親(母子・父子)家庭等を対象にした手当や医療費助成制度があります(表1参照)。次の対象に該当する場合は、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係で相談の上、申請の可否についてご確認ください。

- 対象**
- 18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を養育し、ひとり親家庭等になった事由に該当する家庭またはこれに準ずる家庭ひとり親家庭等になった事由
- 父母が離婚している。
 - 父または母が死亡している。
 - 父または母に重度の障害がある。
 - 父または母が生死不明である。
 - 父または母が児童を1年以上遺棄している。
 - 父または母がDV保護命令を受けている。
 - 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
 - 婚姻によらないで出生した児童を扶養している(事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く)。

※児童が施設(保育園等通所施設を除く)に入所している場合を除く。
 ※所得制限があります。

表1 ひとり親(母子・父子)家庭等の手当・医療費助成制度

制度	児童扶養手当	児童育成手当	ひとり親家庭等医療費助成
	手当月額		
内容	全部支給 ● 児童1人の場合 4万3070円 ● 児童2人目 1万170円加算 ● 児童3人目以降 6100円加算 一部支給 ● 児童1人の場合 1万160円～4万3060円 ● 児童2人目 5090円～1万160円加算 ● 児童3人目以降 3050円～6090円加算 ※所得金額により手当月額が異なります。	児童1人につき月額 1万3500円	健康保険対象の医療費の一部を助成します。 ● 非課税世帯 自己負担なし ● 課税世帯 1割を自己負担
受給期間	扶養する児童が18歳に達した後の最初の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで		
その他	● 受給資格者等の所得が所得限度額以上の場合、手当額が一部支給または支給停止となります。 ● 受給資格者となってから5年等を経過した場合、手当月額が2分の1の支給となります(就労をしている等の場合、届け出をすることにより経過前と同額の手当を受給することが可能となります)。 ● 受給資格者または児童が公的年金給付等を受けることができるとき、手当月額の全部または一部が支給停止となります。	手当受給中の人が所得制限を超えた場合、資格が消滅します。資格消滅後、所得制限内に所得が下がった場合、改めて申請が必要となります。	● 健康保険に加入している必要があります。 ● 生活保護受給者は対象になりません。

問い合わせ
 子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2432
 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

令和4年度プレーパーク あそびのきちを開催します

プレーパークとは
 子どもたちが「自由に遊ぶこと」を大切に、普段の公園での禁止事項を少なくして、道具や廃材、自然環境を使って、自分のしたいことに挑戦できる遊び場です。

あそびのきちとは
 0歳～就学前の子どもと保護者が、自然と触れ合いながら、自由な外遊びを楽しむ場です。

高輪地区と芝浦港南地区のプレーパークおよびあそびのきは、地域団体「(特)みなと外遊びの会」

が運営しています。子どもたちの挑戦を寛容に受け止める大人の輪が子どもの育ちを支えます。詳しくは、(特)みなと外遊びの会ホームページをご覧ください。

参加は自由です
 天候により、中止となる場合があります。当日の開催状況については、電話で、みなとコール(受付時間:午前8時30分～午後5時)にお問い合わせください。

☎5472-3710

表2 令和4年度プレーパーク・あそびのきち開催日一覧

地区	高輪地区		芝浦港南地区	
	会場	事業	会場	事業
	亀塚公園	プレーパーク	高輪森の公園	プレーパーク
開催日	4月20・27日(水)	あそびのきち	4月20日(水)、 4月24～26日(日～火)	プレーパーク
	4月14・21・28日(木)			4月26・27日(火・水)

※開催時間および5月以降の予定は、(特)「みなと外遊びの会」のホームページ等でお知らせします。

令和4年度開催予定

表2のとおり



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、(特)みなと外遊びの会ホームページをご覧ください。

問い合わせ

- 高輪地区プレーパーク・あそびのきちについて
 高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎5421-7664
- 芝浦港南地区プレーパークについて
 芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ☎6400-0017



プレーパークでの様子



あそびのきちでの様子

みなと区民の森を知っていますか



みなと区民の森

区は、東京都多摩西部のあきる野市から森を借りて10年以上にわたり整備し、その森を「みなと区民の森」と呼んでいます。

みなと区民の森では、区内では体験できない、森林と生物の関わりや自然の大切さを理解するために、定期的に環境学習を実施しています。

みなと区民の森について解説した動画を公開していますので、ご覧ください。

視聴方法

港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「みなと区民の森について学ぼう」のページをご覧ください。



みなと区民の森にある環境学習施設

問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2498

環境にやさしい再生可能エネルギー由来の電気に切り替えましょう

区内のCO₂排出量のうち、エネルギー源別では、電力の使用に伴う排出が最も多くの割合を占めています。「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するためには、区内で使用される電力を、CO₂を排出しない再生可能エネルギー由来の電力に転換していくことが必要です。

区は、区内で使用する電力の再生可能エネルギー割合100パーセントをめざす再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」を掲げ、区内の事業者、区民の再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを支援する取り組みを実施しています。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

区内事業者を対象とした取り組み
事業所で利用する電力を、コスト

を抑えつつ、環境にやさしい再生可能エネルギー由来の電力に切り替えやすくする「MINATO再エネオークション」を実施しています。

区民を対象とした取り組み

家庭向けに再生可能エネルギー由来の電力を供給している事業者の情報や料金シミュレーションの結果を、再生可能エネルギーへの切り替え検討の際に役立てられるよう、港区ホームページで公開しています。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」について」のページをご覧ください。



問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当
☎3578-2477



港区地球温暖化対策報告書の提出を義務付けています

令和3年4月に施行した「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業所を所有している事業者には、毎年、エネルギー使用量、二酸化炭素排出量等の実績を記載した「港区地球温暖化対策報告書」の提出および報告内容の公開を義務付けています。報告期限までに、「港区地球温暖化対策報告書」の提出をお願いします。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

対象事業所

表1のとおり

報告期限

毎年12月31日

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「港区地球温暖化対策報告書制度」のページをご覧ください。



問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当
☎3578-2477

表1 港区地球温暖化対策報告書制度の対象事業所

提出区分	対象事業所の規模等
義務提出	延べ面積1万平方メートル以上の事業所
	東京都地球温暖化対策報告書制度の対象事業所(義務提出者)
	東京都総量削減義務と排出量取引制度対象事業所
任意提出	延べ面積300平方メートル以上1万平方メートル未満の事業所

全国連携マルシェin芝浦を 開催します

区の全国連携の取り組みの一環として、区民の利便性の向上や地域のにぎわいを創出するとともに、全国各地域と区民の皆さんの交流を深めることを目的に、「全国各地域との連携の力」を活用したマルシェ(生鮮野菜や各地の特産品等の販売)を4月から開催します(表2参照)。

とき 午前11時～午後4時

ところ プラタナス公園

内容 全国各地域の生鮮野菜や特産品等を販売します。出展自治体等の最新情報については、港区ホームページをご覧ください。

申し込み 当日直接会場へ。



全国連携マルシェの様子

表2 開催日一覧(予定)

開催回	開催日
第1回	4月23日(土)
第2回	4月24日(日)
第3回	5月28日(土)
第4回	5月29日(日)
第5回	7月23日(土)
第6回	7月24日(日)
第7回	10月22日(土)
第8回	10月23日(日)
第9回	11月26日(土)
第10回	11月27日(日)
第11回	令和5年3月25日(土)
第12回	令和5年3月26日(日)

※荒天等により、延期・中止になる場合があります。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「[全国連携の港区]の実現に向けて」のページをご覧ください。



問い合わせ

企画課全国連携推進担当
☎3578-2509

みなとエコチャレンジ2022 参加者を募集しています

エネルギー使用量の記録や環境イベントへの参加等、ご家庭での環境にやさしい行動の実践により、ポイントをためて、オリジナル間伐材グッズや区内共通商品券と交換できる「みなとエコチャレンジ」の参加者を随時募集しています。

対象 区民(世帯単位での参加)

参加方法 次のいずれかの方法で参加登録してください。

(1)「みなとエコチャレンジ」専用ホームページ

https://www.minato-eco-challenge.jp/
から参加登録をする。

(2)郵送または直接、環境課(区役所8階)等で配布するリーフレットのエントリーシートに必要事項

を明記の上、〒105-8511 港区役所環境課地球環境係へ。

※詳しくは、「みなとエコチャレンジ」専用ホームページや環境課等で配布するリーフレットをご覧ください。



景品の一例(おちょこ&コースター)

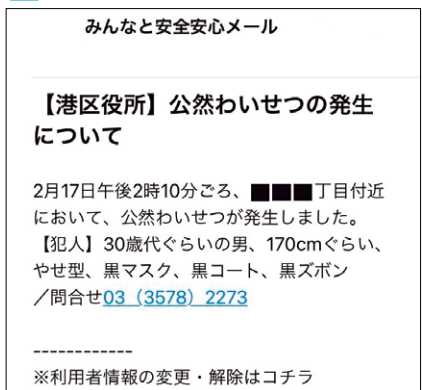
問い合わせ

環境課地球環境係 ☎3578-2497

「みんなと安全安心メール」にご登録ください

「みんなと安全安心メール」は、メールアドレスを登録すると、特殊詐欺やひったくり等の犯罪、子どもや女性を対象とした声掛け事案等の不審者情報や、防犯・防火等の安全対策に役立つ情報を受け取れる区のサービスです。

図「みんなと安全安心メール」の例



登録方法

次のURLもしくは二次元コードから登録できます。

携帯電話から

https://service.sugumail.com/minato/

パソコンから

https://service.sugumail.com/minato/member/

サービス利用料

無料(ただし通信料は自己負担)

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区みんなと安全安心メール」の登録画面に接続できます。



問い合わせ

防災課生活安全推進担当
☎3578-2270

安全安心 コラム

新年度が始まり、生活に変化のあるこの時期こそ、街中で起こりうる犯罪への防犯意識を高めましょう。

ひったくりへの対策をしましょう

ひったくり犯は、歩行中や自転車に乗っているときに、バイク等で追い抜きながら荷物を奪い、逃走します。夜に帰宅するときは、暗く人通りの少ない道はできるだけ避けましょう。カバンを手で持つときは、道路側に持たないようにし、自転車のかごに荷物を入れるときは、防犯ネットを使いましょう。

また、銀行やATMで現金を引き出した後に狙われることがあるため、現金を引き出すときに、周囲に不審な人がいないか注意しましょう。

自転車への安全対策をしましょう

自転車を盗まれると、別の犯罪に利用される可能性があるため、盗難の対策をしましょう。

自転車を駐輪するときは、路上へ放置せず、決められた駐輪場へ駐輪しましょう。通常の鍵の他に、ワイヤーやチェーン式の別の鍵を付けておくと防犯効果が高くなります。

自転車を購入したときは、必ず防犯登録をしましょう。防犯登録をしておくと、万が一盗まれた場合も、警察に届け出ることで、戻ってくる場合があります。

問い合わせ

防災課生活安全推進担当
☎3578-2271

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

木のぬくもりを身近に テナント店舗等の内外装や家具等に、 国産木材を使用した際の経費を助成します

区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結している林産地の自治体から産出される木材(協定木材)を、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える箇所に使用したモデル店舗を創出するため、協定木材を使用した際の経費を助成します。

助成制度の概要

助成対象者

区内に新たに店舗を開設または既存店舗を改修するテナント事業者、物件所有者

助成予定件数

4件程度

助成対象経費

- 次の項目にかかる経費の2分の1
- (1)床・壁・天井等の内装工事および木製建具工事等で、協定木材を仕上げ材として使用する部分にかかる経費
 - (2)協定木材を使用した木製家具等の設置・購入にかかる経費

助成上限額

協定木材の総使用量	上限額
床面積1平方メートル当たり0.005立方メートル以上	250万円
床面積1平方メートル当たり0.001立方メートル以上0.005立方メートル未満	125万円

主な助成要件

- 店舗等の利用者が原則として制限されていないこと
- 協定木材が店舗等の利用者に目立つよう使用されていること
- 立地・用途等から、店舗等の利用者以外にも、木材使用のPRが期待できること

※この他にも要件があります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

申請期限

第1回	6月3日(金)
第2回	8月17日(水)
第3回	11月4日(金)

※書類不備等を防ぐため、各回申請期限の2週間前までに、必ず環境課地球温暖化対策担当と事前協議(提出書類の準備を含む)を行ってください。
 ※助成は、審査会での審査を経て決

定します。

※第2回目以降は、予算の残額によって募集できない場合があります。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「テナント店舗等の内外装や家具等で目に見える場所に木材を使用した際の経費を助成します」のページをご覧ください。



モデル店舗のイメージ

問い合わせ

環境課地球温暖化対策担当
 ☎3578-2474

屋内喫煙所の設置費および維持管理費を助成します

区では、建築物を所有する人等が建築物の屋内に、一般利用可能な喫煙所を設置する際に係る費用(設置費)と屋内喫煙所の維持管理費を助成します。屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所(コンテナ型・トレーラー型)も対象となります。助成金を申請する場合は、必ず事前にご相談ください。

助成制度の概要

助成対象者

- (1)区内の建築物を所有または使用する人
- (2)区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置する人

設置費の助成

助成対象

喫煙所の設置に係る経費のうち、工事費、設備費、備品、機械装置費等

助成割合 10分の10

助成金額等 **表1**のとおり

維持管理費の助成

助成対象

電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費等

助成期間 10年

助成割合 10分の10

助成金額等 **表2**のとおり

助成要件(一部)

- 一般に開放し、原則、利用料が無料であること
- 屋内喫煙所の床面積が5平方メートル以上で、収容人員が3人以上であること
- 港区指定喫煙場所としての指定を受けること
- 1日8時間以上かつ週5日以上開放すること
- 最低5年間継続して運営すること

※上記は助成要件の一部です。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

表1 設置費の助成金額等

設置する喫煙所の面積等	助成上限額
5平方メートル以上10平方メートル未満	400万円
10平方メートル以上15平方メートル未満	600万円
15平方メートル以上20平方メートル未満	800万円
20平方メートル以上	1000万円
コンテナ型・トレーラー型喫煙所(5平方メートル以上)	1000万円

表2 維持管理費の助成金額等

助成期間	助成上限額
1～5年目	年間144万円
6～10年目	年間72万円

問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2506

資源の集団回収を始めましょう

集団回収とは

集団回収とは、おおむね10世帯以上の区民で構成する町会・自治会、PTA、管理組合、地域のグループ等の団体が、家庭から出る資源を回収し、資源回収業者に引き渡してリサイクルする方法で、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

集団回収のメリット

- 回収品目や回収日を皆さんで決められることができ、地域の実情にあった活動ができるため、地域の皆さんのコミュニケーションが深まります。
- 資源とごみの分別やリサイクル等への関心が高まり、ごみの減量および資源化の促進につながります。
- 区から報奨金の支援があります。

集団回収の実施方法

集団回収を始める前に、お住まいの地区の総合支所協働推進課にご相談ください。

- (1)集団回収を実施するための団体(グループ)をつくり、代表者、担当者を決めます。

- (2)回収内容等を決め、資源回収業者と契約します

①回収日・回収場所:区の資源回収日とは別に、地域の皆さんが出しやすく、集めやすい日時・場所を選びます。

②回収品目:家庭から出る古紙、びん、缶、布類等が対象です。団体が扱う回収品目を決めます。

③資源回収業者を選びます。各団体で、条件にあった資源回収業者を探します。港区ホームページの資源回収業者一覧表から選択してください。

※業者ごとに回収品目等の条件が異なります。

④団体と資源回収業者との間で回収条件等を確認後、契約します。

- (3)区に集団回収団体の登録申請を行います

「港区集団回収実践団体登録申請書」を、お住まいの地区の総合支所協働推進課に提出し登録します。

- (4)団体の皆さんでPRを行い、参加者を増やしましょう

掲示や回覧等で、事前に回収品目・回収日時・回収場所等をお知らせし、参加者を増やしましょう。

(5) 集団回収の活動を始めます

①集団回収日に、指定の回収場所に各家庭から資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡します。

②毎月、各総合支所協働推進課に実績報告書を提出します。

③年2回、報奨金が団体に支給されます。

小規模企業者から出る古紙も回収対象です

中小企業基本法上の「小規模企業者が排出する古紙」も集団回収の対象です(表3参照)。

表3 中小企業基本法上の小規模企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※事業者から回収する資源は、古紙に限ります(産業廃棄物を除く)。※事業者のみの団体をつくることはできません。団体は、「おおむね10世帯以上の区民」で構成されていることが要件です。事業者は、この要件を満たす団体に加わり、

古紙を提供することになります。※事業者の古紙を追加する際は、「港区集団回収古紙排出事業者届出書」を、お住まいの地区の総合支所協働推進課に提出してください。

※区からの報奨金の額は、回収品目により異なります(表4参照)。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

表4 回収量1キログラム当たりの報奨金支給額

品目		報奨金
古紙	新聞・雑誌・段ボール	7円
	紙パック・その他再生可能紙	20円
布類		10円
金属類・びん類・その他		7円

問い合わせ

各総合支所協働推進課協働推進係
 ☎欄外参照
 みなとりサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係 ☎3450-8025

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

みなと おしらせボード



凡例

対 対象
内 内容
問 問い合わせ

時 とき
人 定員・募集人員
選 選考方法

所 ところ
申 申し込み
担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

障害者関連情報

障害者のための「アロマテラピー講座」

18歳以上で、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持または難病による障害支援区分認定を受けた区民

5月16日(2)5月30日(3)6月13日(月・全3回)いずれも午後1時45分～3時30分

障害保健福祉センター

アロマオイルを使って、スキンケア用品(1)化粧水(2)ボディスクラブ(3)リップクリーム)を作ります。

10人(抽選)

費用 (1)550円(2)500円(3)300円(いずれも材料費)

電話またはファックスで、4月25日(月)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。手話通訳・介護者が必要な人は、ご相談ください。また、公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バスを利用できます。

5439-2511 FAX5439-2514

視覚障害者のパソコン教室 音声ソフトを使用してパソコン技能を身につけよう

18歳以上で、身体障害者手帳(視覚障害)1～6級を所持し、音声ソフトでパソコン操作を学びたい区民

5・7・9・11月、令和5年1・3月(隔月第1～3水曜、5月・令和5年1月は第2～4水曜、全18回)午前10時45分～午後0時15分

障害保健福祉センター

4人(抽選)

電話またはファックスで、4月25日(月)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。介護者が必要な人は、ご相談ください。また公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バスを利用できます。

5439-2511 FAX5439-2514

健康

ういケアみなと がん制度大学「ここが改定！傷病手当金について」

5月13日(金)午後5時～6時

10人(申込順)

がんと生活のセミナー「みやこの部屋～がん在宅緩和ケアってなんだろう?～」

5月14日(土)午後2時～3時30分

12人(申込順)

ウェルネスセミナー「自宅でできる簡単エクササイズ～筋肉アップのノウハウ教えます～」

5月18日(水)午前10時30分～11時30分

12人(申込順)

印の共通事項

どなたでも

がん在宅緩和ケア支援センター

電話またはファックスで、がん在宅緩和ケア支援センター(受付時間:祝日を除く月～金曜午前10時～午後9時、土曜午前10時～午後5時)へ。詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ <https://www.minato-hpccsc.jp/> をご覧ください。

6450-3421 FAX6450-3583

講座・催し物

芝の語り部とのまち歩きツアー「芝公園の花と樹木を訪ねてパート①」

花に関心があり、長時間歩行できる人

4月29日(金・祝)午前9時30分～11時30分

午前9時20分までに都営三田線芝公園駅A4地上出口に集合

15人程度(申込順)

電話またはファックスで、4月19日(火)までに、住所・氏名・電話番号を都立芝公園サービスセンターへ。

3431-4359 FAX3431-4363

芝地区総合支所協働推進課地区

政策担当 ☎3578-3126

芝の語り部とのまち歩きツアー「大江戸の災害対策と運河・まち巡り」

芝地区の歴史に関心のある人

5月5日(木・祝)午前9時30分～正午

午前9時20分までに田町駅改札口に集合

15人程度(抽選)

電話で、4月11日(月)～20日(水)に、みなとコール(受付時間:午前9時(初日は午後3時)～午後5時)へ。

5472-3710

芝地区総合支所協働推進課地区政策担当 ☎3578-3126

芝会議地域コミュニティ部会 ミニトマトとローズマリーの苗を配布します

配布した苗を家庭で育成し、インスタグラムに投稿することで新しい地域交流を行います。

区内在住・在勤・在学者で、配布した苗を育成し、インスタグラムに投稿できる人

5月14日(土)午前10時～正午

新橋区民協働スペース

40人(抽選)

電話で、5月2日(月)までに、芝地区総合支所協働推進課協働推進係へ。港区ホームページからも申し込みます。

3578-3158

セルビア共和国大使館主催「セルビア・日本友好140周年記念展示とコンサート」

セルビアの写真と工芸品の展示と、日本人音楽家によるフルート、ピアノ、チェロの演奏、東京外国語大学の学生によるセルビア舞踊のコンサートをお楽しみください。

どなたでも

写真と工芸品展

4月19日(火)午後1時～4月22日(金)午後8時

赤坂区民センター3階 ホワイエ

4月22日(金)午後6時～8時(午後5時30分開場)

赤坂区民センター区民ホール

300人(会場先着順)

地域振興課国際化推進係

3578-2046

駐日セルビア大使館(受付時間:月～金曜午前10時～午後3時)

3447-3571

ウズベキスタン共和国大使館主催「ウズベキスタン日本友好30周年記念公演」

ウズベキスタンの楽器演奏、舞踊、展示をお楽しみください。

どなたでも

展示

4月23日(土)正午～午後8時

赤坂区民センター3階 ホワイエ

4月23日(土)【昼公演】午後2時～2時45分(午後1時30分開場)※子ども向けの講演と演奏(小学3年生以上推奨)

【夜公演】午後6時30分～8時(午後6時開場)

赤坂区民センター区民ホール

各100人(会場先着順)

当日直接会場へ。

地域振興課国際化推進係

3578-2046

(財)民主音楽協会(MIN-ON)

5362-3440

あきる野環境学習「みなと区民の森散策と生き物観察」

小学生以上の区民※小学生は保護者同伴必須※一部勾配が急な山を移動します。

5月28日(土)午前8時30分～午後5時30分頃※午前8時15分に区役所に集合し、往復バスで移動します。

みなと区民の森(あきる野市)

40人(抽選)

費用 1人につき2500円

電話またはファックスで、4月25日(月)までに、(株)阪急交通社東京団体支店営業二課(営業時間:祝日を除く月～金曜午前9時30分～午後5時30分)へ。(株)阪急交通社特設ページ

<https://www.hot-link.jp/index.php/akirunokankyo>

からも申し込みます。

6745-1351 FAX6745-7371

環境課地球環境係 ☎3578-2497

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶

診療時間 □ は午前9時～午後5時
診療時間 ■ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日、年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10 (社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

4月17日(日)	品川ストリングスクリニック(内)	港南2-16-1 品川イーストワンタワー307	☎3471-3014
	古川橋病院(内)	南麻布2-10-21	☎3453-5011
	さくらだ歯科医院(歯)	西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー1階	☎3506-3788
	医療法人社団済洋会 久松歯科六本木診療所(歯)	六本木3-11-7 石渡ビル7階	☎3403-8668
	★白金高輪駅前内科・糖尿病クリニック(内)	高輪1-4-13 高輪NYビル2階	☎6456-2939
休日お口の電話相談室(公社)東京都港区芝歯科医師会)		対応時間:午前9時～午後4時30分	☎080-9587-2557(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	【#7119】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	【#8000】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915			
4月17日(日)	オバタ薬局	麻布十番1-7-11	☎3401-8717

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

郷土歴史館企画展「空から見た港区～東京タワーができる頃～」

本企画展では、昭和30年前後の区内を撮影した航空写真を中心に展示します。高度成長前の航空写真等を通じて、区内の町並みの変容を振り返ります。※本企画展は、令和元年6月に実施した展示を再編したものです。

📅 4月23日(土)～6月19日(日)※5月19日(木)、6月16日(木)は休館

📍 郷土歴史館

観覧料 大人200円、高校生以下100円(常設展とのセット券は大人400円、高校生以下100円)※区内在住・在学の小・中学生、高校生、区内在住の65歳以上の人および障害者とその介助者の観覧料は無料です。証明できるものをお持ちください。※5月5日(木・祝)は区民無料公開日です。区民であることを証明できるものをお持ちください。

📍 郷土歴史館 ☎6450-2107

お知らせ

印鑑登録者本人に限り、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できるようになりました

窓口で印鑑登録証明書を取得する際には印鑑登録証の提示が必要ですが、4月から、印鑑登録者本人に限り、印鑑登録証の提示をしなくても、マイナンバーカードの提示とマイナンバーカードに設定した暗証番号の入力を行うことで、印鑑登録証明書を取得できるようになりました。※引き続き、印鑑登録証の提示でも印鑑登録証明書を取得できます。※代理人の場合は、現行どおり、印鑑登録証の提示が必要です。

📍 各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室 ☎欄外参照

変更・休止情報等

ありすいきいきプラザ半日休館

施設点検のため、半日休館します。
 📅 5月3日(火・祝)午前8時30分～正

午
 園 ありすいきいきプラザ
 ☎3444-3656

指定管理者公募

神応保育園

公募要項配布期間 5月31日(火)まで

指定期間 令和5年4月1日～令和15年3月31日

公募要項配布場所 港区ホームページからダウンロードできます。

📍 高輪地区総合支所管理課施設運営担当 ☎5421-7067

港南子ども中高生プラザ

公募要項配布期間 5月31日(火)まで

指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

公募要項配布場所 港区ホームページからダウンロードできます。

📍 芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当 ☎6400-0033

がん在宅緩和ケア支援センター

公募要項配布期間 5月31日(火)まで

指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

公募要項配布場所 港区のホームページからダウンロードできます。

📍 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

エコプラザ


公募要項配布期間 5月25日(水)まで

指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

公募要項配布場所 環境課(区役所8階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

📍 環境課地球環境係 ☎3578-2497

区長エッセイ 毎月1日配信
 メールマガジン きらっと★
 きらっと 検索 🔍




中小企業の仕事と家庭生活の両立を支援します



区は、性別等に関わらず誰もが仕事と子育てや介護を両立できる職場環境づくりを支援するため、区内に本社のある中小企業で一定の要件を満たす事業主に対し、奨励金を交付しています。

交付要件・申請に必要な書類等について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

なお、各奨励金の交付は1事業主1回限りです。これまでに奨励金の交付がされたことのある事業主は申請できません。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係
 ☎3578-2014

表 仕事と家庭の両立支援事業の概要

奨励金の種類	交付金額	主な交付要件
(1) 子育て支援奨励金	15万円	従業員が育児休業を6カ月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていること。
(2) 配偶者出産休暇制度奨励金	10万円	平成16年4月1日以後、配偶者の出産に際して取得できる休暇制度(配偶者出産休暇制度)を就業規則等に新たに規定し、実施していること。
(3) 介護支援奨励金	15万円	従業員が介護休業を1カ月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けていること。
(4) 男性の子育て支援奨励金	10万円	男性従業員が次のいずれかを取得をしていること。 (ア) 育児休業を継続14日以上 (イ) 育児のための短時間勤務(育児短時間勤務)を継続1カ月以上
(5) 男性の介護支援奨励金	10万円	要介護状態にある対象家族1人に対して、男性従業員が次のいずれかを取得していること。 (ア) 介護休業を継続7日以上 (イ) 介護休暇を1年間に3日以上(半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が3日以上) (ウ) 介護のための短時間勤務(介護短時間勤務)を継続1カ月以上

**道路の不具合を
 スマホで簡単に投稿
 「My City Report」
 をご利用ください**

「My City Report(道路通報システム)」は道路の損傷や不具合を投稿できるスマートフォンアプリです。

「My City Report」では、スマートフォンのカメラ機能とGPS機能を利用することで、道路の損傷や不具合を手軽に投稿することができます。

「My City Report」の特徴

- 撮影した写真を添付するため、細かい説明の入力は不要です。
- GPS機能を利用するため、住所等の位置の入力は不要です。
- 区窓口の開庁時間外でも投稿可能です。

投稿できる内容

道路の損傷や不具合に関すること

損傷や不具合の例

- 道路のへこみ

- 側溝の水たまり
 - ガードパイプの破損
 - 街路灯の不点
 - カーブミラーの破損、傾き等
- ※投稿いただいた道路の損傷や不具合は、必要に応じて区が補修等を実施します。また、区の確認・対応状況は、「My City Report」で確認することができます。



各二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「My City Report」をダウンロードできるページに接続できます。



問い合わせ

各総合支所まちづくり課土木担当
 ☎欄外参照

**男女平等参画社会の
 実現をめざして**

男女平等参画社会を実現するためには、第一に女性が多様な分野に参画できる社会にする必要があります。第4次港区男女平等参画行動計画(令和3～8年度)では、目標1に「あらゆる場における男女平等参画を推進する」を掲げ、政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、結婚や出産等で仕事を辞めざるを得ない女性の再就職や就業継続ができる環境づくりを促していきます。

男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターでは、男女平等に関する講座等を実施しています。内容は、女性の活躍推進、働き方改革、各種ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス等、幅広いテーマを取り上げています。

講座の参加者の中には、団体の設立や助成金を使った自主企画を行う等、家庭や職場、地域で活躍の場を広げているケースも見られます。

男女平等参画について一緒に考えてみませんか。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2014

◆各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室◆ 芝地区☎3578-3143 麻布地区☎5114-8821 赤坂地区☎5413-7012 高輪地区☎5421-7612

芝浦港南地区☎6400-0021 台場分室☎5500-2351

◆各総合支所まちづくり課土木担当◆ 芝地区☎3578-2032 麻布地区☎5114-8803 赤坂地区☎5413-7015 高輪地区☎5422-7941 芝浦港南地区☎6400-0032

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (公財)・・・公益財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

既存エレベーターの 戸開走行保護装置等の 設置を支援します

区は、既存エレベーターに戸開走行保護装置等の安全装置を設置する所有者等に対して、改修工事費の一部を助成しています。

戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが閉じる前にかごが昇降した場合、自動的にこれを検出する装置と、かごを制止するブレーキを二重化した安全装置のことです(図参照)。

助成対象

区内にある次のいずれかに該当する建築物に設置されているエレベーターに、新たに戸開走行保護装置を設置する改修工事

マンション

共同住宅部分の床面積が、建物全体の床面積の3分の2を超える建築物

特定建築物

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第2条第18号」に規定する建築物(例:病院、事務所、飲食店)。ただし、助成対象者が法人の場合は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

助成内容

エレベーター改修工事のうち、安全装置等を設置する費用のみが助成の対象となります。助成上限額や助成率を建築物の用途ごとに定めています(表1参照)。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

表1 助成率・助成上限内訳

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備考
	戸開走行保護装置	地震時管制運転装置※1	耐震対策※1	
マンション	100パーセント (最大300万円)	50パーセント (最大50万円)	50パーセント (最大50万円)	最大助成額は、エレベーター改修工事費総額の3分の2です。
特定建築物 (例:病院、事務所、飲食店)	100パーセント※2 (最大100万円)※3	23パーセント※2	23パーセント※2	助成対象工事費の上限は、950万円です。

※1 戸開走行保護装置の設置とともに設けた場合に限り、助成の対象となります。

※2 病院、高齢者・障害者施設の場合、助成率は3分の2です。

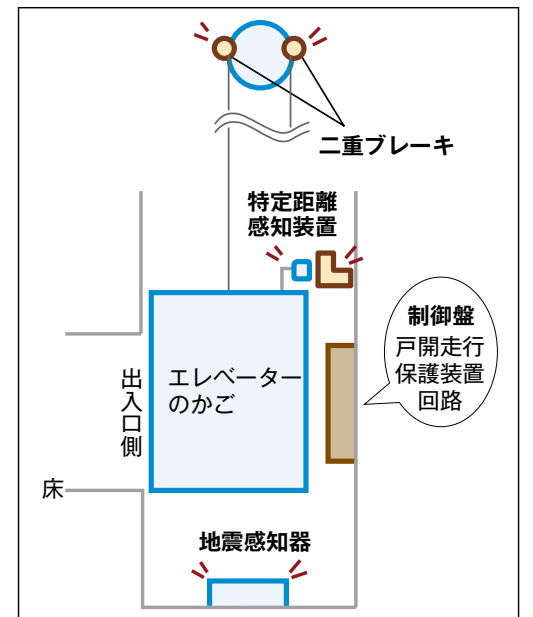
※3 病院、高齢者・障害者施設の場合、助成上限額はありませぬ。

問い合わせ

建築課建築設備担当

☎3578-2301

図 戸開走行保護装置を設置したエレベーター概要図(横から見た図)



建築物等の 耐震化促進に 対する支援を ご活用ください

区は、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の住宅、共同住宅、一般緊急輸送道路や特定緊急輸送道路沿道建築物等に対して、耐震化に関する支援を行っています。

その他、マンションに関する支援も行っています。

支援の内容は表2・3のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。

令和4年度新規追加事業

木造住宅耐震化支援事業

新耐震基準(平成12年5月31日以前)の木造住宅等に対する無料耐震診断や耐震改修工事助成を追加しました。
ブロック塀等耐震アドバイザー派遣支援事業

区が専門家を無料で派遣し、ブロック塀等の状況を調査した上で安全性を確認します。

問い合わせ

○表2耐震関連の支援について
建築課耐震化推進担当

☎3578-2844・5

○表3その他マンションに関する支援について

住宅課住宅支援係 ☎3578-2223・4

表2 耐震関連の支援

項目	対象	助成率	助成上限額
耐震アドバイザー派遣	分譲マンション	-	無料(5回まで)
耐震診断	個人所有の木造2階建て以下の住宅 または長屋(2戸以内)※	-	無料
	上記以外の木造の住宅、下宿	3分の2	20万円
	木造の長屋、共同住宅		24万円
	非木造の住宅、長屋、下宿	100万円	
	分譲マンション 賃貸マンション	10分の10	450万円
耐震補強設計	一般緊急輸送道路沿道建築物	3分の2	300万円
	非木造の住宅、長屋		50万円
	分譲マンション、賃貸マンション、 一般緊急輸送道路沿道建築物	3分の2	200万円
	特定緊急輸送道路沿道建築物		最大10分の10
耐震改修工事	木造住宅、長屋(2戸以内)※	2分の1	100万円
	木造の住宅、長屋、共同住宅		200万円(耐震補強設計を含む)
	非木造の住宅、長屋		300万円
	分譲マンション	7000万円	
	賃貸マンション	3000万円	
	一般緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路沿道建築物	3分の2	用途に応じて3000万~7000万円
建て替え	個人所有の自己居住用の 一戸建て住宅	最大10分の9	-
	分譲マンション	耐震改修工事に要する 費用相当額の3分の1	100万円
建て替え・除却	分譲マンション	耐震改修工事に要する 費用相当額の3分の1	7000万円
	一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震改修工事に要する 費用相当額の3分の1	用途に応じて1500万~3000万円
ブロック塀等 耐震アドバイザー派遣	区内の道路沿いに設けられた安全性を確認 できないブロック塀等	-	無料(3回まで)
	道路沿いに設けられた安全性を確認できな い高さが1.2メートルを超えるコンクリート ブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等	1メートル当たり 6000円以内	-
	ブロック塀等の除却に 伴う新規塀の設置	フェンス等	1メートル当たり 1万円以内または設置に要し た費用の2分の1の少ない額

※新たに新耐震の木造住宅(昭和56年6月1日~平成12年5月31日に建てられたもの)を追加しました。

表3 その他マンションに関する支援

項目	対象	助成率	助成上限額
建て替え・改修支援コンサルタント派遣	分譲マンション	-	無料(10回まで)
	賃貸マンション		
建て替え・改修計画案等作成費用助成 管理アドバイザー派遣	分譲マンション	10分の10	150万円
	分譲マンション	-	無料(10回まで)
劣化診断費用助成	分譲マンション	2分の1	50万円
	賃貸マンション		
共用部分リフォーム融資の債務保証料助成	分譲マンション	10分の10	150万円